

消費者トラブル注意報

Vol.17



電力の契約先変更は慎重に！ 便乗商法にも注意を

今年4月から電力の小売全面自由化が始まり、さまざまな業種の事業者から電力を購入できるようになりました。代理店と偽った営業行為、説明が不十分な営業行為などの相談が寄せられているので注意しましょう。

《事例》

○訪問販売で「電力自由化で電気料金が上がるから」と勧誘され、高額な太陽光発電システムの取り付け契約をしてしまったが、やっぱりやめたい。

○小売電気事業者を名乗る者が訪れ「インターネット、電気、テレビ、電話をセットで契約すれば値引きになる」と1時間以上も勧誘された。

《アドバイス》

○電力の小売自由化がされても新たな機器を購入する必要はありません。発電設備や知的財産権などへの投資など、直接関係のない契約はその必要性をよく考えましょう。

○契約先は国の登録を受けた「小売電気事業者」であるか確認しましょう。

○契約前に、契約期間、割り引き条件、毎月の電気料金、

電力小売自由化

よく考えてから
契約しよう



解約時の条件、停電など困った事態が発生した場合の連絡先などを確認しましょう。

【電力小売全面自由化に関する問い合わせ】制度・登録事業者については「電力自由化専用ナビダイヤル ☎ 0570・028・555」、契約トラブルなどは「経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口 ☎ 03・3501・5725」までご相談ください。

◆相談・問い合わせ先

匝瑳市消費生活センター（相談専用電話） ☎ 74・7007

日時：原則月・火・木・金曜日 9時～12時、13時～16時

場所：市役所3階産業振興課